

○「屋外広告物条例施行規則の施行について」の一部改正 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1 第1条関係 この規則は、<u>屋外広告物条例</u>（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものであること。</p> <p>2 第1条の2関係 この規定は、<u>平成5年の改正により追加されたものであり、</u><u>地域の景観に配慮し、</u><u>地域の土地利用状況に応じたきめ細やかな規制を行うため、</u><u>条例第2条に規定する地域又は場所（以下「禁止地域」という。）を2種類に、</u><u>条例第4条に規定する地域（以下「許可地域」という。）を3種類に区分し、段階的に適用除外及び許可の基準を定めることとしたものであること。</u></p> <p>(1) 第1種禁止地域 第1種禁止地域は、<u>禁止地域のうち、</u><u>条例第2条第9号に規定する「道路、鉄道、軌道及び索道（以下「道路等」という。）から展望することができる地域で、</u><u>知事が指定する区域」を除いた地域をいうものであって、</u><u>文化財の周辺、</u><u>自然環境保全地域などその地域本来の性格から広告物の表示が禁止されるものであること。</u></p> <p>(2) 第2種禁止地域 第2種禁止地域は、<u>条例第2条第9号に規定する「道路等から展望できる地域で、</u><u>知事が指定する区域」をいうものであって、</u><u>その地域の土地利用状況から広告物の表示が禁止されるものでなく高架等からの展望を理由として禁止地域になっているものなので、</u><u>地域での経済的活動をできるだけ制限しないようにするため、</u><u>禁止地域で許可を受けて表示できる自家用広告物及び道標・案内図板について第1種禁止地域より緩やかな許可基準が適用されるものであること。</u></p> <p>(3) 第1種許可地域</p>	<p>1 第1条関係 この規則は、<u>屋外広告物条例</u>（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものであること。</p> <p>2 第1条の2関係 この規定は、<u>平成5年の改正により追加されたものであり、</u><u>地域の景観に配慮し、</u><u>地域の土地利用状況に応じたきめ細やかな規制を行うため、</u><u>条例第2条に規定する地域又は場所（以下「禁止地域」という。）を2種類に、</u><u>条例第4条に規定する地域（以下「許可地域」という。）を3種類に区分し、段階的に適用除外及び許可の基準を定めることとしたものであること。</u></p> <p>(1) 第1種禁止地域 第1種禁止地域は、<u>禁止地域のうち、</u><u>条例第2条第9号に規定する「道路、鉄道、軌道及び索道（以下「道路等」という。）から展望することができる地域で、</u><u>知事が指定する区域」を除いた地域をいうものであって、</u><u>文化財の周辺、</u><u>自然環境保全地域などその地域本来の性格から広告物の表示が禁止されるものであること。</u></p> <p>(2) 第2種禁止地域 第2種禁止地域は、<u>条例第2条第9号に規定する「道路等から展望できる地域で、</u><u>知事が指定する区域」をいうものであって、</u><u>その地域の土地利用状況から広告物の表示が禁止されるものでなく高架等からの展望を理由として禁止地域になっているものなので、</u><u>地域での経済的活動をできるだけ制限しないようにするため、</u><u>禁止地域で許可を受けて表示できる自家用広告物及び道標・案内図板について第1種禁止地域より緩やかな許可基準が適用されるものであること。</u></p> <p>(3) 第1種許可地域</p>

第1種許可地域は、許可地域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に定められた区域であり、低層あるいは中高層住宅に係る良好な住居の環境を保持するため、最も厳しい基準が適用されるものであること。

(4) 第2種許可地域

第2種許可地域は、許可地域から第1種許可地域と第3種許可地域を除いた地域、すなわち1都市計画区域でない区域2都市計画区域のうち市街化調整区域3市街化区域を定めていない都市計画区域から用途地域を除いた区域であり、主に自然環境やその周辺市街地と広告物等の調和を図ろうとする地域であること。

(5) 第3種許可地域

第3種許可地域は、許可地域のうち、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域で第1種許可地域を除いた区域、すなわち商業地域、工業地域等に定められた地域であり、建築物等も多く、広告物を表示する必要性も高い地域であるため、許可基準は地域区分の中で最も緩やかになっているものであること。

なお、市街化調整区域であって用途が指定されている地域については、第2種許可地域であること。

3 第1条の3関係

この規定は、第1条の2の規定による区分に変更があった場合（都市計画区域内で用途が定められていない区域が第1種低層住居専用地域に定められる（第2種許可地域から第1種許可地域への変更）など）における経過措置を定めたもので、現に適法に表示され、又は設置されている広告物等についての適用除外又は許可の基準の適用は従前どおりとしたこと。したがって許可の更新の際には従前の区分の基準が適用されるものであるが、変更又は改造の許可の際には新しい区分の基準が適用されること。

4 第2条関係

第1種許可地域は、許可地域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に定められた区域であり、低層あるいは中高層住宅に係る良好な住居の環境を保持するため、最も厳しい基準が適用されるものであること。

(4) 第2種許可地域

第2種許可地域は、許可地域から第1種許可地域と第3種許可地域を除いた地域、すなわち1都市計画区域でない区域2都市計画区域のうち市街化調整区域3市街化区域を定めていない都市計画区域から用途地域を除いた区域であり、主に自然環境やその周辺市街地と広告物等の調和を図ろうとする地域であること。

(5) 第3種許可地域

第3種許可地域は、許可地域のうち、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域で第1種許可地域を除いた区域、すなわち商業地域、工業地域等に定められた地域であり、建築物等も多く、広告物を表示する必要性も高い地域であるため、許可基準は地域区分の中で最も緩やかになっているものであること。

なお、市街化調整区域であって用途が指定されている地域については、第2種許可地域であること。

3 第1条の3関係

この規定は、第1条の2の規定による区分に変更があった場合（都市計画区域内で用途が定められていない区域が第1種低層住居専用地域に定められる（第2種許可地域から第1種許可地域への変更）など）における経過措置を定めたもので、現に適法に表示され、又は設置されている広告物等についての適用除外又は許可の基準の適用は従前どおりとしたこと。したがって許可の更新の際には従前の区分の基準が適用されるものであるが、変更又は改造の許可の際には新しい区分の基準が適用されること。

4 第2条関係

禁止物件である電力柱、電信電話柱、街路灯柱、軌道柱に表示できる広告物等は、金属製その他これに類する堅ろうな材質によるもので、巻型又はそで型のものであること。平成5年の改正により、金属製のみでなく金属と同様に堅ろうな材質によるものを追加したものであるが、今後の技術向上による新材質を考慮したものであるので、具体的にどのようなものが当たるかについては逐次別に通知するものであること。

5 第3条関係

(1) 条例第4条（許可地域における許可）、第5条第3項（禁止地域における許可）又は第5条の2（特例許可）の規定により許可を受けようとする者は、いずれの場合においても様式第1号による屋外広告物表示（設置）許可申請書を、広告物等を表示し、又は設置しようとする場所を所管する土木事務所の長に提出するものであること（第1項）。

屋外広告物表示（設置）許可申請書の記載に関して留意する点は次のとおりであること。

イ 広告物等の種類の欄には、許可基準（別表第2）における広告物等の種類を記載するものであること。

ロ 表示（設置）の場所の欄の地域区分は、第1種禁止地域、第1種許可地域等の区分を記載するものであること。

ハ 広告物等の概要の欄は、形状、意匠、色彩、大きさが判断できるように記入するものであること。

特に、色彩基準が適用される広告物等に係る許可申請の場合には、使用する色のマンセル値又は社団法人日本塗料工業会発行の標準色見本帳の色表番号をこの欄あるいは添付書類中に記載するものであること。マンセル値については、12(2)ロ(イ)のとおりであること。

ニ 表示（設置）の期間の欄は、表示（設置）者の希望期間を記入するものであるが、第4条の3で規定する許可の期間を限度とするようにすること。

禁止物件である電力柱、電信電話柱、街路灯柱、軌道柱に表示できる広告物等は、金属製その他これに類する堅ろうな材質によるもので、巻型又はそで型のものであること。平成5年の改正により、金属製のみでなく金属と同様に堅ろうな材質によるものを追加したものであるが、今後の技術向上による新材質を考慮したものであるので、具体的にどのようなものが当たるかについては逐次別に通知するものであること。

5 第3条関係

(1) 条例第4条（許可地域における許可）、第5条第3項（禁止地域における許可）又は第5条の2（特例許可）の規定により許可を受けようとする者は、いずれの場合においても様式第1号による屋外広告物表示（設置）許可申請書を、広告物等を表示し、又は設置しようとする場所を所管する土木事務所の長に提出するものであること（第1項）。

屋外広告物表示（設置）許可申請書の記載に関して留意する点は次のとおりであること。

イ 広告物等の種類の欄には、許可基準（別表第2）における広告物等の種類を記載するものであること。

ロ 表示（設置）の場所の欄の地域区分は、第1種禁止地域、第1種許可地域等の区分を記載するものであること。

ハ 広告物等の概要の欄は、形状、意匠、色彩、大きさが判断できるように記入するものであること。

特に、色彩基準が適用される広告物等に係る許可申請の場合には、使用する色のマンセル値又は社団法人日本塗料工業会発行の標準色見本帳の色表番号をこの欄あるいは添付書類中に記載するものであること。マンセル値については、12(2)ロ(イ)のとおりであること。

ニ 表示（設置）の期間の欄は、表示（設置）者の希望期間を記入するものであるが、第4条の3で規定する許可の期間を限度とするようにすること。

ホ 表示面積の欄には、1個（枚）の表示面積を記入するものであること。手数料の額は、この表示面積により決定されるものであるから、数個の合計面積を記入することがないようにすること。

へ 表示（設置）の概要の欄は、該当するものについて、記入するものであること。

なお、条例第5条の2又は第10条第2項の規定に係る特例許可の申請があった場合には、申請事由を別紙に記載させるとともに、宮城県屋外広告物審議会への諮問を都市計画課あて依頼すること。

(2) 屋外広告物表示（設置）申請許可書には、次の図書を添付しなければならないものであること。ただし、簡易広告物又は移動広告物に係る申請については、添付しなくてよいこと（第2項）。

イ 広告物等を表示（設置）する場所の見取り図

見取り図は、特に縮尺を使用したものとする必要はなく表示（設置）の場所及び建築物等の概要が判断できるようなものであればよいが、許可申請の広告物等が独立して地上に設置するものであって建築物と同一の敷地内にないものであるときは、その付近で独立して地上に設置された既存の広告物等（許可を受けて設置されているものに限る。）との距離を明記するものであること。

ロ 構造及び設置の方法を示す図面及び仕様書

ハ 他人が所有し、又は管理する土地又は建築物等に表示し、又は設置する場合は、当該土地又は建築物等の使用の承諾を証する書面の写し

ニ 他の法令により許可を要する場合は、当該許可を受けていることを証する書面の写し

道路法第32条第1項（道路占用の許可）、河川法第24条（河川敷占用の許可）、森林法第34条第2項（保安林内の土地形質等の変更の許可）、建築基準法第6条（建築確認）等の規定により許可を要する場合には、その許可書等の写しを添付するものであること。他の法令の規定による許可が土木事務所においてなされるものであるときは、担当相互の連絡

ホ 表示面積の欄には、1個（枚）の表示面積を記入するものであること。手数料の額は、この表示面積により決定されるものであるから、数個の合計面積を記入することがないようにすること。

へ 表示（設置）の概要の欄は、該当するものについて、記入するものであること。

なお、条例第5条の2又は第10条第2項の規定に係る特例許可の申請があった場合には、申請事由を別紙に記載させるとともに、宮城県屋外広告物審議会への諮問を都市計画課あて依頼すること。

(2) 屋外広告物表示（設置）申請許可書には、次の図書を添付しなければならないものであること。ただし、簡易広告物又は移動広告物に係る申請については、添付しなくてよいこと（第2項）。

イ 広告物等を表示（設置）する場所の見取り図

見取り図は、特に縮尺を使用したものとする必要はなく表示（設置）の場所及び建築物等の概要が判断できるようなものであればよいが、許可申請の広告物等が独立して地上に設置するものであって建築物と同一の敷地内にないものであるときは、その付近で独立して地上に設置された既存の広告物等（許可を受けて設置されているものに限る。）との距離を明記するものであること。

ロ 構造及び設置の方法を示す図面及び仕様書

ハ 他人が所有し、又は管理する土地又は建築物等に表示し、又は設置する場合は、当該土地又は建築物等の使用の承諾を証する書面の写し

ニ 他の法令により許可を要する場合は、当該許可を受けていることを証する書面の写し

道路法第32条第1項（道路占用の許可）、河川法第24条（河川敷占用の許可）、森林法第34条第2項（保安林内の土地形質等の変更の許可）、建築基準法第6条（建築確認）等の規定により許可を要する場合には、その許可書等の写しを添付するものであること。他の法令の規定による許可が土木事務所においてなされるものであるときは、担当相互の連絡

を保ち適切に処理するようにすること。特に、建築基準法施行令第 138 条第 1 項第 3 号に規定する高さが 4m を超える広告塔、装飾塔、記念塔その他これに類するものについては、建築基準法第 88 条第 1 項の規定により準用される同法第 6 条第 1 項の規定により建築主事の確認を受けなければならないこととなっているので、留意すること。

ホ 広告物等が既設の場合（第 2 項第 5 号イ）又は広告物等を既設の建築物等を利用して新たに広告物等を表示・設置する場合（同号ロ）は、安全点検報告書

実施すべき点検方法は以下のとおりであること（標準点検は、条例第 12 条の 3 第 1 項本文の点検をいい、目視点検は、同条第 2 項本文の点検をいう。）。

区分		年数	
		表示・設置の日からの経過年数	
		10 年以下	10 年超
広告物等区分	電柱類広告物	申請前 3 か月以内か否かを問わず、申請前の直近に行った標準点検又は目視点検	申請前 3 か月以内か否かを問わず、申請前の直近に行った標準点検
	電柱類広告物以外	申請前 3 か月以内に行った標準点検又は目視点検	申請前 3 か月以内に行った標準点検

(3) 簡易広告物（広告幕を除く。）については、2 以上の土木事務所の所管区域にわたって広範囲に表示されることが多いことから、この場合の許可の申請は、そのうちの 1 の土木事務所の長に屋外広告物表示（設置）許可申請書を提出すれば足りるものとしていること。

なお、この規定は表示する内容及び大きさが同一の広告物に限られるが、内容が同一とは、表示の文言が同一であることだけでなく意匠が同一であるものをいうこと（第 3 項）。

6 第 4 条関係

を保ち適切に処理するようにすること。特に、建築基準法施行令第 138 条第 1 項第 3 号に規定する高さが 4m を超える広告塔、装飾塔、記念塔その他これに類するものについては、建築基準法第 88 条第 1 項の規定により準用される同法第 6 条第 1 項の規定により建築主事の確認を受けなければならないこととなっているので、留意すること。

(新規)

(3) 簡易広告物（広告幕を除く。）については、2 以上の土木事務所の所管区域にわたって広範囲に表示されることが多いことから、この場合の許可の申請は、そのうちの 1 の土木事務所の長に屋外広告物表示（設置）許可申請書を提出すれば足りるものとしていること。

なお、この規定は表示する内容及び大きさが同一の広告物に限られるが、内容が同一とは、表示の文言が同一であることだけでなく意匠が同一であるものをいうこと（第 3 項）。

6 第 4 条関係

(1) 条例の規定が適用されない広告物等の基準については、別表第1に掲げるとおりであること（第1項）。

なお、平成5年の改正により、条例第5条第1項第4号（旧条例第5条第4項）、同条第2項第1号及び同項第8号（旧条例第5条第2項第7号）の基準から、踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーからの距離制限及び道路上の広告物に係る基準を削除しているが、これらの基準は道路通行上の安全を考慮したものであるため、道路占用の許可基準との整合性からそちらに委ねることとしたものであること。

また、道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの、あるいは、信号機等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるものについては、条例第7条（禁止広告物）の規定により対応していくものであること。

イ 条例第5条第1項第4号（公益上必要な施設又は物件で規則に定めるものに寄贈者名等を示すために表示する広告物等）の基準

この基準は、旧条例第5条第4項の基準に対応するものであること。

ロ 条例第5条第2項第1号（自家用広告物等）の基準

第1種禁止地域と第2種禁止地域では基準が異なるので留意すること。

なお、許可地域で15㎡を超える自家用広告物は、その超える部分だけでなく全面積が許可対象となるものであること。

ハ 条例第5条第2項第2号（管理用広告物）の基準

基準中「一団の土地」とは、同一の用途又は利用目的に使われているひとまとまりの土地をいうものであること。

ニ 条例第5条第2項第5号（電車又は自動車に表示する広告物等）の基準
平成5年の改正により、表示又は設置の方法等の欄の基準（特殊照明装置を使用しないこと等）は削除されていること。

ホ 条例第5条第2項第8号（公共的目的の道標案内図板等）の基準

この基準は、道標か案内図板かという違いでなく、10以上の建物、施設等への案内を示したものとそれ以外のものに区分して定めたものであること。

(1) 条例の規定が適用されない広告物等の基準については、別表第1に掲げるとおりであること（第1項）。

なお、平成5年の改正により、条例第5条第1項第4号（旧条例第5条第4項）、同条第2項第1号及び同項第8号（旧条例第5条第2項第7号）の基準から、踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーからの距離制限及び道路上の広告物に係る基準を削除しているが、これらの基準は道路通行上の安全を考慮したものであるため、道路占用の許可基準との整合性からそちらに委ねることとしたものであること。

また、道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの、あるいは、信号機等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるものについては、条例第7条（禁止広告物）の規定により対応していくものであること。

イ 条例第5条第1項第4号（公益上必要な施設又は物件で規則に定めるものに寄贈者名等を示すために表示する広告物等）の基準

この基準は、旧条例第5条第4項の基準に対応するものであること。

ロ 条例第5条第2項第1号（自家用広告物等）の基準

第1種禁止地域と第2種禁止地域では基準が異なるので留意すること。

なお、許可地域で15㎡を超える自家用広告物は、その超える部分だけでなく全面積が許可対象となるものであること。

ハ 条例第5条第2項第2号（管理用広告物）の基準

基準中「一団の土地」とは、同一の用途又は利用目的に使われているひとまとまりの土地をいうものであること。

ニ 条例第5条第2項第5号（電車又は自動車に表示する広告物等）の基準
平成5年の改正により、表示又は設置の方法等の欄の基準（特殊照明装置を使用しないこと等）は削除されていること。

ホ 条例第5条第2項第8号（公共的目的の道標案内図板等）の基準

この基準は、道標か案内図板かという違いでなく、10以上の建物、施設等への案内を示したものとそれ以外のものに区分して定めたものであること。

へ 条例第5条第2項第9号（公共的団体が公共的目的のために表示・設置する広告物等）の基準

平成5年の条例改正により追加された適用除外の類型についての基準が定められたものであること。

ト 条例第5条第2項第10号（地方公共団体等が設置する掲示板に表示する広告物）の基準

この基準は、掲示板に表示する広告物についての基準であり、公共的団体が設置する掲示板そのものは、第9号の規定により適用除外になるものであること。

(2) 別表第1備考において、別表における広告物等の面積の算出方法、端数の処理及び特殊照明装置の定義を定めていること。

イ 広告物等の面積の算出方法

(イ) 簡易広告物

表示面について、外わくを含み支柱等の部分を除いて平面積を算出するものであること。

(ロ) 固定広告物又は移動広告物

掲出物件（支柱等の部分を除く。）の広告物等の表示の方向への投影面積を各表示面ごとに算出すること。表示の方向とは、広告物等の表示面に垂直な方向をいうものであること。ただし、壁面等に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものについては、面積算出の便宜上、表示部分に外接する長方形、三角形又は円形のうち最小の面積になるものにより算出したものの合計とすることとしたこと。

これにより、1の表示の内容を数個の広告物等で表示する広告物等の面積については、当該広告物等の相互間の空間を加えないこととなったので留意すること。

また、広告物等の形態上の理由からその表示の方向が特定できないものについては、掲出物件の最大投影面積（360度方向から展望可能なものについては、最大投影面積の2倍）とすることとしたこと。

へ 条例第5条第2項第9号（公共的団体が公共的目的のために表示・設置する広告物等）の基準

平成5年の条例改正により追加された適用除外の類型についての基準が定められたものであること。

ト 条例第5条第2項第10号（地方公共団体等が設置する掲示板に表示する広告物）の基準

この基準は、掲示板に表示する広告物についての基準であり、公共的団体が設置する掲示板そのものは、第9号の規定により適用除外になるものであること。

(2) 別表第1備考において、別表における広告物等の面積の算出方法、端数の処理及び特殊照明装置の定義を定めていること。

イ 広告物等の面積の算出方法

(イ) 簡易広告物

表示面について、外わくを含み支柱等の部分を除いて平面積を算出するものであること。

(ロ) 固定広告物又は移動広告物

掲出物件（支柱等の部分を除く。）の広告物等の表示の方向への投影面積を各表示面ごとに算出すること。表示の方向とは、広告物等の表示面に垂直な方向をいうものであること。ただし、壁面等に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものについては、面積算出の便宜上、表示部分に外接する長方形、三角形又は円形のうち最小の面積になるものにより算出したものの合計とすることとしたこと。

これにより、1の表示の内容を数個の広告物等で表示する広告物等の面積については、当該広告物等の相互間の空間を加えないこととなったので留意すること。

また、広告物等の形態上の理由からその表示の方向が特定できないものについては、掲出物件の最大投影面積（360度方向から展望可能なものについては、最大投影面積の2倍）とすることとしたこと。

ロ 端数の処理

広告物等の面積を算出する際の小数点以下の端数の処理は、四捨五入とするものであること。

ハ 特殊照明装置の定義

従来、サーチライト式のもの、1kw以上の光源を使用するもの等を特殊な照明装置としていたが、現在これらのものは多数みられるようになり、特殊なものといえなくなった状況から定義を見直したものであること。「ネオン管が露出しているネオンサイン」とは、ネオン管がガラス、プラスチック等に被覆されていないので外部から直接見えるものであり、いわゆる内照式のものについては該当しないこと。また、「点滅するもの」とは、一定の時間において照明が付いたり消えたりするもので、映像等が連続的に動くものを含むものであること。

- (3) 第2項において、条例第5条第1項第4号に規定する規則で定めるもの（公益上必要な施設又は物件で規則に定めるものに寄贈者名等を示すために表示する広告物等）を定めていること。

7 第4条の2関係

この規定は、条例第6条に規定する新たに広告物等の表示等が禁止され、又は広告物等の表示等について許可を要することとなった際の経過措置に関し、従前の例による期間が通常と異なる「堅ろうな広告物等」及びその期間を定めたものであること。

堅ろうな広告物等については、建築基準法の規定による建築主事の確認を受けることとしていることから、確認が必要でない大きさのものは該当しないものであること。

8 第4条の3関係

- (1) この規定は、条例第8条第1項の許可の期間について、広告物等の種類によってそれぞれ最長期間を定めたものであり、管理状況等により短縮して許可することができるものであること。なお、今回の改正により、固定広告物

ロ 端数の処理

広告物等の面積を算出する際の小数点以下の端数の処理は、四捨五入とするものであること。

ハ 特殊照明装置の定義

従来、サーチライト式のもの、1kw以上の光源を使用するもの等を特殊な照明装置としていたが、現在これらのものは多数みられるようになり、特殊なものといえなくなった状況から定義を見直したものであること。「ネオン管が露出しているネオンサイン」とは、ネオン管がガラス、プラスチック等に被覆されていないので外部から直接見えるものであり、いわゆる内照式のものについては該当しないこと。また、「点滅するもの」とは、一定の時間において照明が付いたり消えたりするもので、映像等が連続的に動くものを含むものであること。

- (3) 第2項において、条例第5条第1項第4号に規定する規則で定めるもの（公益上必要な施設又は物件で規則に定めるものに寄贈者名等を示すために表示する広告物等）を定めていること。

7 第4条の2関係

この規定は、条例第6条に規定する新たに広告物等の表示等が禁止され、又は広告物等の表示等について許可を要することとなった際の経過措置に関し、従前の例による期間が通常と異なる「堅ろうな広告物等」及びその期間を定めたものであること。

堅ろうな広告物等については、建築基準法の規定による建築主事の確認を受けることとしていることから、確認が必要でない大きさのものは該当しないものであること。

8 第4条の3関係

- (1) この規定は、条例第8条第1項の許可の期間について、広告物等の種類によってそれぞれ最長期間を定めたものであり、管理状況等により短縮して許可することができるものであること。なお、今回の改正により、固定広告物

及び照明広告物の最長許可期間を2年から3年とするなど、許可期間の延長を行ったものであること。

- (2) 第1号に規定する許可期間が1年以内である立看板は、表示面がベニヤ板、金属板、プラスチック板等の耐久性のある材質であって、塗料で塗り書き又は直接印刷、焼き付け等した表示方法についても耐久性を有するものであること。

9 第5条関係

- (1) 条例第8条第3項の規定により許可の更新を受けようとする者は、様式第2号による屋外広告物許可更新申請書を提出するものであること（第1項）。

- (2) 屋外広告物許可更新申請書には、広告物等の管理状況を把握し、適切な指導等を行うために、許可の更新を受けようとする広告物等の全景を撮影したカラー写真を添付させることとしたこと。ただし、移動広告物又は広告物等の面積が1m以内の小さいものについては、これを免除することとしていること。

また、安全点検報告書については、令和6年の条例改正により、表示又は設置の日から10年以下の広告物等についても点検実施義務を定めたことから、許可更新の申請全てにおいて、安全点検報告書の提出が必要となったことに留意すること。この場合、実施すべき点検方法は5(2)ホのとおりであること（第2項）。

- (3) 屋外広告物許可更新申請書の提出先については、屋外広告物表示（設置）許可申請書と同様であること（第3項）。

10 第6条関係

- (1) 条例第9条第1項の規定により変更又は改造の許可を受けようとする者は、様式第3号による屋外広告物変更（改造）許可申請書を提出するものであること（第1項）。

及び照明広告物の最長許可期間を2年から3年とするなど、許可期間の延長を行ったものであること。

- (2) 第1号に規定する許可期間が1年以内である立看板は、表示面がベニヤ板、金属板、プラスチック板等の耐久性のある材質であって、塗料で塗り書き又は直接印刷、焼き付け等した表示方法についても耐久性を有するものであること。

9 第5条関係

- (1) 条例第8条第3項の規定により許可の更新を受けようとする者は、様式第2号による屋外広告物許可更新申請書を提出するものであること（第1項）。

- (2) 屋外広告物許可更新申請書には、広告物等の管理状況を把握し、適切な指導等を行うために、許可の更新を受けようとする広告物等の全景を撮影したカラー写真を添付させることとしたこと。ただし、移動広告物又は広告物等の面積が1m以内の小さいものについては、これを免除することとしていること（第2項）。

（新規）

- (3) 屋外広告物許可更新申請書の提出先については、屋外広告物表示（設置）許可申請書と同様であること（第3項）。

10 第6条関係

- (1) 条例第9条第1項の規定により変更又は改造の許可を受けようとする者は、様式第3号による屋外広告物変更（改造）許可申請書を提出するものであること（第1項）。

(2) 屋外広告物変更（改造）許可申請書に添付する他の法令の規定により許可を要する場合については、 当初の表示（設置）の許可の際と同様に道路占用に係る許可等をいうものであること（第2項）。

(3) 屋外広告物変更（改造）許可申請書の提出先については、 屋外広告物表示（設置）許可申請書と同様であること（第3項）。

11 第7条関係

この規定は、 条例第9条第1項の規定による変更又は改造の許可を要しない軽微な変更又は改造について定めたものであること。

(1) 広告物等の管理のために行う塗料の塗り替え、 補強又は修繕については、 許可を要しないものであるが、 表示内容、 色彩、 意匠、 形状、 大きさ及び構造のいずれかに変更がある場合は変更（改造）の許可又は表示（設置）の許可を受けなければならないこと。

(2) 掲示板等あるいは広告幕を掲出する物件について許可を受けている場合において、 これらにはり紙又は広告幕を取り替えて表示することについては、 許可を要しない旨明示したこと。

(3) 常設の興行場がその興行内容を表示する広告物を掲出する物件についても、 物件について許可を受けていれば、 広告物の取り替えに許可を要しない旨明示したこと。ただし、 第1種禁止地域については、 色彩に関する規制があるのでこの規定は適用されないこと。

12 第8条関係

条例第10条第1項に規定する広告物等の許可（許可地域における許可、 禁止地域における許可及び変更（改造）の許可）の基準については、 別表第2に掲げるとおりであること（第1項）。

なお、 禁止地域における許可の基準及び変更（改造）の許可の基準については、 平成5年の改正により新たに定めたものであること。

(1) 広告物等の種類

広告物等の種類については、 大分類4種類小分類11種類に分けていたものであるが、 例えば建植看板と広告塔（柱）のように形態の差がほとんど

(2) 屋外広告物変更（改造）許可申請書に添付する他の法令の規定により許可を要する場合については、 当初の表示（設置）の許可の際と同様に道路占用に係る許可等をいうものであること（第2項）。

(3) 屋外広告物変更（改造）許可申請書の提出先については、 屋外広告物表示（設置）許可申請書と同様であること（第3項）。

11 第7条関係

この規定は、 条例第9条第1項の規定による変更又は改造の許可を要しない軽微な変更又は改造について定めたものであること。

(1) 広告物等の管理のために行う塗料の塗り替え、 補強又は修繕については、 許可を要しないものであるが、 表示内容、 色彩、 意匠、 形状、 大きさ及び構造のいずれかに変更がある場合は変更（改造）の許可又は表示（設置）の許可を受けなければならないこと。

(2) 掲示板等あるいは広告幕を掲出する物件について許可を受けている場合において、 これらにはり紙又は広告幕を取り替えて表示することについては、 許可を要しない旨明示したこと。

(3) 常設の興行場がその興行内容を表示する広告物を掲出する物件についても、 物件について許可を受けていれば、 広告物の取り替えに許可を要しない旨明示したこと。ただし、 第1種禁止地域については、 色彩に関する規制があるのでこの規定は適用されないこと。

12 第8条関係

条例第10条第1項に規定する広告物等の許可（許可地域における許可、 禁止地域における許可及び変更（改造）の許可）の基準については、 別表第2に掲げるとおりであること（第1項）。

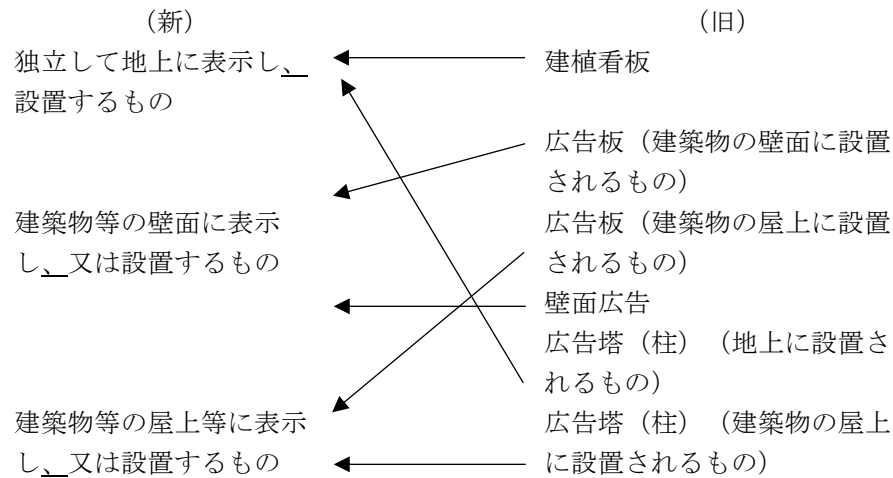
なお、 禁止地域における許可の基準及び変更（改造）の許可の基準については、 平成5年の改正により新たに定めたものであること。

(1) 広告物等の種類

広告物等の種類については、 大分類4種類小分類11種類に分けていたものであるが、 例えば建植看板と広告塔（柱）のように形態の差がほとんど

なくなっているなどの理由により、固定広告物（電柱類広告を除く。）及び照明広告物については形状による分類を廃止し、広告物等の表示・設置場所により分類し基準を定めたものであること。

固定広告物電柱類広告を除く。）及び照明広告物の分類の変更については、次のとおりである。



(2) 許可地域における許可の基準（別表第2第1号の表）

イ 簡易広告物の許可の基準

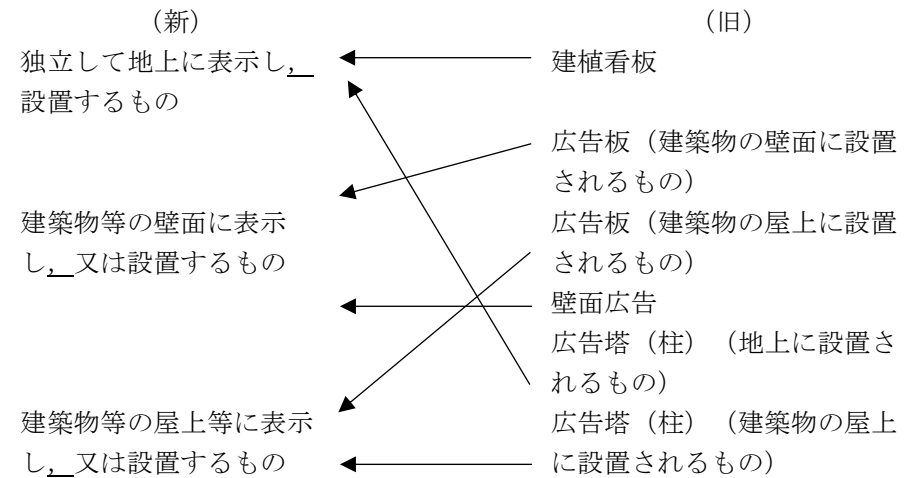
はり紙には、屋外広告物法第7条第4項に規定するはり札等が含まれるものであること。また、のぼり、旗等は、従来どおり広告幕に含まれ、懸垂式のものとして取り扱うものであること。

なお、道路を横断する広告幕の設置の位置の基準並びに広告幕及び立看板の踏切等からの距離制限については、6-(1)適用除外の基準と同様の理由により削除していること。

ロ 固定広告物及び照明広告物の許可の基準

なくなっているなどの理由により、固定広告物（電柱類広告を除く。）及び照明広告物については形状による分類を廃止し、広告物等の表示・設置場所により分類し基準を定めたものであること。

固定広告物電柱類広告を除く。）及び照明広告物の分類の変更については、次のとおりである。



(2) 許可地域における許可の基準（別表第2第1号の表）

イ 簡易広告物の許可の基準

はり紙には、屋外広告物法第7条第4項に規定するはり札等が含まれるものであること。また、のぼり、旗等は、従来どおり広告幕に含まれ、懸垂式のものとして取り扱うものであること。

なお、道路を横断する広告幕の設置の位置の基準並びに広告幕及び立看板の踏切等からの距離制限については、6-(1)適用除外の基準と同様の理由により削除していること。

ロ 固定広告物及び照明広告物の許可の基準

(イ) 共通の基準

道路の区域に表示し、又は設置する広告物等の許可の基準として、平成5年の改正により色彩に関する規制を導入したものであり、彩度が6を超える色（色相がR（赤）、YR（黄赤）又はY（黄）のものにあつては彩度が8を超える色。以下「高彩度色」という。）を広告物等の一面の面積の5分の1を超えて使用できないこと、及び特殊照明装置を使用できないこととしたこと。

ただし、建築物等の壁面に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものについては適用がなく、また、面積が1m²以内の広告物等については高彩度色を広告物等の一面の面積の2分の1を超えて使用できないこととしていること。

この場合の色相又は彩度とは、日本工業規格（JIS）のマンセル表色系における色相又は彩度をいうものであり、色相は赤、青、黄等の色味を、彩度は色の鮮やかさを示すものであること。また、マンセル値は色相、明度（明るさを示すもの）/彩度の順に表され、例えば5.5R8.0/1.5は5.5Rという色味で明度が8.0彩度が1.5の色を表しているものであること。

(ロ) 独立して地上に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物

許可の基準は、地域の区分ごとに定められていること。第2種許可地域の基準中「建築物と同一の敷地」とは、建築物の存するひとまとまりの土地をいうものであるが、土地としてつながっていても用途の異なる土地（例えば住居に隣接する田畑等）は含まないものであること。

なお、平成5年の改正により、道路から100mの距離制限を廃止し、広告物間の距離については、第2種許可地域において建築物と同一の敷地でない広告物等についてのみ5m以上離すこととしたこと。

(ハ) 建築物等の壁面に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物

(イ) 共通の基準

道路の区域に表示し、又は設置する広告物等の許可の基準として、平成5年の改正により色彩に関する規制を導入したものであり、彩度が6を超える色（色相がR（赤）、YR（黄赤）又はY（黄）のものにあつては彩度が8を超える色。以下「高彩度色」という。）を広告物等の一面の面積の5分の1を超えて使用できないこと、及び特殊照明装置を使用できないこととしたこと。

ただし、建築物等の壁面に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものについては適用がなく、また、面積が1m²以内の広告物等については高彩度色を広告物等の一面の面積の2分の1を超えて使用できないこととしていること。

この場合の色相又は彩度とは、日本工業規格（JIS）のマンセル表色系における色相又は彩度をいうものであり、色相は赤、青、黄等の色味を、彩度は色の鮮やかさを示すものであること。また、マンセル値は色相、明度（明るさを示すもの）/彩度の順に表され、例えば5.5R8.0/1.5は5.5Rという色味で明度が8.0彩度が1.5の色を表しているものであること。

(ロ) 独立して地上に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物

許可の基準は、地域の区分ごとに定められていること。第2種許可地域の基準中「建築物と同一の敷地」とは、建築物の存するひとまとまりの土地をいうものであるが、土地としてつながっていても用途の異なる土地（例えば住居に隣接する田畑等）は含まないものであること。

なお、平成5年の改正により、道路から100mの距離制限を廃止し、広告物間の距離については、第2種許可地域において建築物と同一の敷地でない広告物等についてのみ5m以上離すこととしたこと。

(ハ) 建築物等の壁面に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物

許可の基準は、地域の区分ごとに定められていること。壁面からの突出しは、上方には1m以内、水平方向には1.5m以内（道路上で1m以内）としたので留意すること。

(二) 建築物等の屋上等に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物

許可の基準は、地域の区分ごとに定められており、屋上の広告物がさまざまな形態を持つことから、いずれも建築物等の壁面面積の合計と広告物等の面積の合計との割合によっていること。

平成5年の改正により、壁面の垂直直上面から突き出さない旨の基準を定めているが、屋上構造物の壁面が建築物等の壁面の垂直直上面に重なるように設置されている場合で構造物の壁面又は構造物の上に広告物等を表示し、又は設置するときに構造上やむを得ず垂直直上面を超えるものについては、これに当たらないこと。

また、高さが20mを超える建築物の屋上を利用して表示し、又は設置する広告物等で面積が200m²を超える大型のものについては、色彩を規制することとしたものであり、高彩度色を広告物等の一面の面積の5分の1を超えて使用できないこと、及び特殊照明装置を使用できないこととしたこと。ただし、建築物の屋上構造物の壁面に直接塗り書き又ははり付け等して表示するものについては、当該壁面面積の5分の1を超えないものであること。

(ホ) 電柱類広告

電力柱、電信電話柱、街路灯柱、軌道柱、消火栓標識及びバス停留所標識に表示し、又は設置する広告物等の許可の基準を定めたものであること。

ハ 移動広告物及びアドバルーン等の許可の基準

移動広告物の許可の基準については、6-（1）適用除外の基準と同様の理由で表示又は設置の方法に係る基準を削除していること。

許可の基準は、地域の区分ごとに定められていること。壁面からの突出しは、上方には1m以内、水平方向には1.5m以内（道路上で1m以内）としたので留意すること。

(二) 建築物等の屋上等に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物

許可の基準は、地域の区分ごとに定められており、屋上の広告物が様々な形態を持つことから、いずれも建築物等の壁面面積の合計と広告物等の面積の合計との割合によっていること。

平成5年の改正により、壁面の垂直直上面から突き出さない旨の基準を定めているが、屋上構造物の壁面が建築物等の壁面の垂直直上面に重なるように設置されている場合で構造物の壁面又は構造物の上に広告物等を表示し、又は設置するときに構造上やむを得ず垂直直上面を超えるものについては、これに当たらないこと。

また、高さが20mを超える建築物の屋上を利用して表示し、又は設置する広告物等で面積が200m²を超える大型のものについては、色彩を規制することとしたものであり、高彩度色を広告物等の一面の面積の5分の1を超えて使用できないこと、及び特殊照明装置を使用できないこととしたこと。ただし、建築物の屋上構造物の壁面に直接塗り書き又ははり付け等して表示するものについては、当該壁面面積の5分の1を超えないものであること。

(ホ) 電柱類広告

電力柱、電信電話柱、街路灯柱、軌道柱、消火栓標識及びバス停留所標識に表示し、又は設置する広告物等の許可の基準を定めたものであること。

ハ 移動広告物及びアドバルーン等の許可の基準

移動広告物の許可の基準については、6-（1）適用除外の基準と同様の理由で表示又は設置の方法に係る基準を削除していること。

なお、アドバルーンの基準中掲揚高度とは、気球の掲揚高度であること。

(3) 禁止地域における許可の基準（別表第2第2号の表）

イ 自家用広告物等

自家用広告物等の許可の基準は、地域の区分により定められており、第2種禁止地域（新幹線、高速道路等からの展望地域）の基準については、許可地域における許可の基準（固定広告物については第2種許可地域の許可の基準）を適用するものであること。

第1種禁止地域においては、固定広告物により表示することとしており、特殊照明装置を使用した広告物については許可できないものであること。また、色彩に関する規制及び総量規制をすることとしたこと。

ロ 道標、案内図板

道標、案内図板の許可基準については、第1種禁止地域において色彩を規制することとしたほかは、第1種禁止地域及び第2種禁止地域の基準は同一であること。

(4) 変更（改造）の許可の基準（別表第2第3の表）

この基準に適合しない変更（改造）については、新たな広告物等の表示（設置）として取り扱う（表中5、6又は7に適合しない場合はいずれにしても許可できない。）ものであること。

(5) 広告物等の面積の算出方法、端数の処理及び特殊照明装置の定義については、6-(2)適用除外の基準におけるものと同様であること。

13 第9条関係

(1) 屋外広告物許可済印（様式第4号）における年月日欄は、許可期間が満了する年月日を記入するものであること。

(2) 屋外広告物許可済印（様式第5号）における年月日欄は許可期間が満了する年月日を、番号欄は許可指令の番号を記入するものであること。

(3) 屋外広告物変更許可済印（様式第6号）における年月日欄は許可期間が満了する年月日を、番号欄は許可指令の番号を記入するものであること。

なお、アドバルーンの基準中掲揚高度とは、気球の掲揚高度であること。

(3) 禁止地域における許可の基準（別表第2第2号の表）

イ 自家用広告物等

自家用広告物等の許可の基準は、地域の区分により定められており、第2種禁止地域（新幹線、高速道路等からの展望地域）の基準については、許可地域における許可の基準（固定広告物については第2種許可地域の許可の基準）を適用するものであること。

第1種禁止地域においては、固定広告物により表示することとしており、特殊照明装置を使用した広告物については許可できないものであること。また、色彩に関する規制及び総量規制をすることとしたこと。

ロ 道標、案内図板

道標、案内図板の許可基準については、第1種禁止地域において色彩を規制することとしたほかは、第1種禁止地域及び第2種禁止地域の基準は同一であること。

(4) 変更（改造）の許可の基準（別表第2第3の表）

この基準に適合しない変更（改造）については、新たな広告物等の表示（設置）として取り扱う（表中5、6又は7に適合しない場合はいずれにしても許可できない。）ものであること。

(5) 広告物等の面積の算出方法、端数の処理及び特殊照明装置の定義については、6-(2)適用除外の基準におけるものと同様であること。

13 第9条関係

(1) 屋外広告物許可済印（様式第4号）における年月日欄は、許可期間が満了する年月日を記入するものであること。

(2) 屋外広告物許可済印（様式第5号）における年月日欄は許可期間が満了する年月日を、番号欄は許可指令の番号を記入するものであること。

(3) 屋外広告物変更許可済印（様式第6号）における年月日欄は許可期間が満了する年月日を、番号欄は許可指令の番号を記入するものであること。

14 第 10 条関係

- (1) 条例第 13 条第 2 項に規定する除却の届出、条例第 20 条第 4 項に規定する工事完了の届出及び滅失の届出が必要な広告物等の種類は、固定広告物及び照明広告物であること（第 1 項）。
- (2) 工事完了等の届出は、様式第 7 号による屋外広告物工事完了（除却、滅失）届出書を土木事務所の長に提出するものであること。記載に当たっての留意事項は次のとおりであること。
- イ 工事完了届出において、許可した個数と表示（設置）した個数が一致しない場合は、未表示（未設置）の場所を備考欄に記載すること。
- ロ 除却（滅失）届出において、表示（設置）の残数がある場合は、除却した広告物等の表示（設置）場所を備考欄に記載すること。

15 第 11 条関係

広告物等の除却命令に従わず除却がなされない場合において、条例第 17 条の規定により違反広告物である旨の表示をする場合は、様式第 8 号による表示書を広告物等にはり付けるものであること。

16 第 11 条の 2 関係

条例第 17 条の 3 第 1 項第 1 号の規則で定める公示の掲示場所は、広告物等を除却した場所を所管する土木事務所（土木事務所が地方合同庁舎にある場合には、当該地方合同庁舎）とするものであること。

17 第 11 条の 3 関係

- (1) 条例第 17 条の 3 第 2 項の規則で定める保管広告物等一覧簿の様式は、様式第 8 号の 2 のとおりであること（第 1 項）。
- (2) 条例第 17 条の 3 第 2 項の規則で定める保管広告物等一覧簿の備付け場所は、広告物等を除却した場所を所管する土木事務所とするものであること（第 2 項）。

18 第 11 条の 4 関係

条例第 17 条の 5 第 2 項の規則で定める保管した広告物等の売却の手続は、別に定めるもののほか、財務規則の定めるところによるものとしたこと。

14 第 10 条関係

- (1) 条例第 13 条第 2 項に規定する除却の届出、条例第 20 条第 4 項に規定する工事完了の届出及び滅失の届出が必要な広告物等の種類は、固定広告物及び照明広告物であること（第 1 項）。
- (2) 工事完了等の届出は、様式第 7 号による屋外広告物工事完了（除却、滅失）届出書を土木事務所の長に提出するものであること。記載に当たっての留意事項は次のとおりであること。
- イ 工事完了届出において、許可した個数と表示（設置）した個数が一致しない場合は、未表示（未設置）の場所を備考欄に記載すること。
- ロ 除却（滅失）届出において、表示（設置）の残数がある場合は、除却した広告物等の表示（設置）場所を備考欄に記載すること。

15 第 11 条関係

広告物等の除却命令に従わず除却がなされない場合において、条例第 17 条の規定により違反広告物である旨の表示をする場合は、様式第 8 号による表示書を広告物等にはり付けるものであること。

16 第 11 条の 2 関係

条例第 17 条の 3 第 1 項第 1 号の規則で定める公示の掲示場所は、広告物等を除却した場所を所管する土木事務所（土木事務所が地方合同庁舎にある場合には、当該地方合同庁舎）とするものであること。

17 第 11 条の 3 関係

- (1) 条例第 17 条の 3 第 2 項の規則で定める保管広告物等一覧簿の様式は、様式第 8 号の 2 のとおりであること（第 1 項）。
- (2) 条例第 17 条の 3 第 2 項の規則で定める保管広告物等一覧簿の備付け場所は、広告物等を除却した場所を所管する土木事務所とするものであること（第 2 項）。

18 第 11 条の 4 関係

条例第 17 条の 5 第 2 項の規則で定める保管した広告物等の売却の手続は、別に定めるもののほか、財務規則の定めるところによるものとしたこと。

19 第 11 条の 5 関係

条例第 17 条の 7 の規則で定める受領書の様式は、様式第 8 号の 3 のとおりであること。

20 第 12 条関係

条例第 20 条第 1 項から第 3 項までの規定による管理者の設置、廃止及び変更の届出並びに広告物等の表示（設置）者の変更の届出は、様式第 9 号による屋外広告物管理者設置等届出書を土木事務所の長に提出するものであること。

21 第 13 条関係

(1) 広告物景観モデル地区においては、許可を要しない広告物等についても届出を要することとしているが、この届出の様式は当該地区ごとにその基準に合わせて別に定めることとしたこと（第 1 項）。

(2) 広告物景観モデル地区において届出を要しない広告物等は、簡易広告物、移動広告物、面積が 1m² 以内の広告物等、軽微な変更（改造）に係るものなどであること。

22 第 14 条関係

屋外広告業者が更新の登録を受けようとするときは、有効期間満了日の 30 日前までに申請をしなければならないこと。

23 第 15 条関係

条例第 23 条第 1 項に規定する登録申請書の様式は、新規・更新の場合ともに、様式第 12 号のとおりとすること。

24 第 16 条関係

(1) 条例第 23 条第 2 項の規定による規則で定める登録申請書の添付書類は、次に掲げるものとする（第 1 項）。

イ 登録申請者が法人の場合にはその役員、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にはその法定代理人が、登録拒否事由（第 25 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで）に該当しない者であることの誓約書

19 第 11 条の 5 関係

条例第 17 条の 7 の規則で定める受領書の様式は、様式第 8 号の 3 のとおりであること。

20 第 12 条関係

条例第 20 条第 1 項から第 3 項までの規定による管理者の設置、廃止及び変更の届出並びに広告物等の表示（設置）者の変更の届出は、様式第 9 号による屋外広告物管理者設置等届出書を土木事務所の長に提出するものであること。

21 第 13 条関係

(1) 広告物景観モデル地区においては、許可を要しない広告物等についても届出を要することとしているが、この届出の様式は当該地区ごとにその基準に合わせて別に定めることとしたこと（第 1 項）。

(2) 広告物景観モデル地区において届出を要しない広告物等は、簡易広告物、移動広告物、面積が 1m² 以内の広告物等、軽微な変更（改造）に係るものなどであること。

22 第 14 条関係

屋外広告業者が更新の登録を受けようとするときは、有効期間満了日の 30 日前までに申請をしなければならないこと。

23 第 15 条関係

条例第 23 条第 1 項に規定する登録申請書の様式は、新規・更新の場合ともに、様式第 12 号のとおりとすること。

24 第 16 条関係

(1) 条例第 23 条第 2 項の規定による規則で定める登録申請書の添付書類は、次に掲げるものとする（第 1 項）。

イ 登録申請者が法人の場合にはその役員、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にはその法定代理人が、登録拒否事由（第 25 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで）に該当しない者であることの誓約書

ロ 業務主任者が条例第 31 条第 1 項各号のいずれかに適合する者であることの証明書

ハ 登録申請者の略歴書。ただし、登録申請者が法人である場合にはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にはその法定代理人を含むものであること。

ニ 登録申請者が法人である場合は、登記事項証明書

ホ 登録申請者が個人である場合であって、商号により登録をするときは、登記事項証明書

(2) 住民基本台帳法に規定する本人確認情報の提供を受け、又は利用することができないときは、登録申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができるものであること（第 2 項）。

(3) 誓約書の様式は様式第 13 号、略歴書の様式は様式第 14 号のとおりとすること（第 3 項、第 4 項）。

25 第 17 条関係

(1) 条例第 26 条第 1 項の規定による登録事項の変更届出は、様式第 15 号による屋外広告業登録事項変更届出書により行うものであること（第 1 項）。

(2) (1) の届出をする場合において、次に掲げる変更のときは、当該書面を変更届出書に添付しなければならないものであること（第 2 項）。

イ 法人である場合で、名称又は住所の変更 登記事項証明書

ロ 県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地の変更（商業登記の変更が必要な場合に限る。）

登記事項証明書

ハ 法人である場合で、その役員の氏名の変更 登記事項証明書、誓約書及び略歴書

ニ 未成年者である場合で、その法定代理人の氏名又は住所の変更 誓約書及び略歴書

ロ 業務主任者が条例第 31 条第 1 項各号のいずれかに適合する者であることの証明書

ハ 登録申請者の略歴書。ただし、登録申請者が法人である場合にはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にはその法定代理人を含むものであること。

ニ 登録申請者が法人である場合は、登記事項証明書

ホ 登録申請者が個人である場合であって、商号により登録をするときは、登記事項証明書

(2) 住民基本台帳法に規定する本人確認情報の提供を受け、又は利用することができないときは、登録申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができるものであること（第 2 項）。

(3) 誓約書の様式は様式第 13 号、略歴書の様式は様式第 14 号のとおりとすること（第 3 項、第 4 項）。

25 第 17 条関係

(1) 条例第 26 条第 1 項の規定による登録事項の変更届出は、様式第 15 号による屋外広告業登録事項変更届出書により行うものであること（第 1 項）。

(2) (1) の届出をする場合において、次に掲げる変更のときは、当該書面を変更届出書に添付しなければならないものであること（第 2 項）。

イ 法人である場合で、名称又は住所の変更 登記事項証明書

ロ 県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地の変更（商業登記の変更が必要な場合に限る。）

登記事項証明書

ハ 法人である場合で、その役員の氏名の変更 登記事項証明書、誓約書及び略歴書

ニ 未成年者である場合で、その法定代理人の氏名又は住所の変更 誓約書及び略歴書

ホ 業務主任者の氏名又は所属する営業所の名称の変更 業務主任者が条例第 31 条第 1 項各号のいずれかに適合する者であることの証明書

- (3) 住民基本台帳法に規定する本人確認情報の提供を受け、又は利用することができないときは、変更届出者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができるものであること（第 3 項）。

26 第 18 条関係

条例第 28 条第 1 項に規定する屋外広告業の廃業等届出は、様式第 16 号による屋外広告業廃業等届出書により行うものであること。

27 第 19 条関係

屋外広告物講習会の講習を受けようとする者は、公告された申込受付期間内に様式第 17 号による屋外広告物講習会申込書に写真及び履歴書を添付して知事あて提出することとし、別表第 3 に掲げる者で受講手数料の一部免除を受けようとする者については、別表第 3 に掲げる者であることを証する書類を添付することとしていること。なお、様式第 18 号による屋外広告物講習会修了証書については、 考査等によらず講習会の課程をすべて受講したことにより交付するものであること。

28 第 20 条関係

- (1) この規定は、 業務主任者となる知識を有する者であることの認定について定めたものであり、 認定をするに当たっては、 広告物等の表示又は設置に関する業務に責任者として通算 5 年以上従事した者であること並びに広告物等の表示又は設置に関し過去 5 年間屋外広告物法並びにこれに基づく条例及び規則に違反したことがない者であることのいずれにも該当する者であることを要すること。
- (2) 様式第 19 号による業務主任者認定申請書に添付する書類で、 広告物等の表示又は設置に関する業務に責任者として通算 5 年以上従事した者であることを証する書面は、 使用者の証するものであること。ただし、 使用者の死亡、 解散等あるいは本人の個人経営である場合など使用者の証明を得る

ホ 業務主任者の氏名又は所属する営業所の名称の変更 業務主任者が条例第 31 条第 1 項各号のいずれかに適合する者であることの証明書

- (3) 住民基本台帳法に規定する本人確認情報の提供を受け、又は利用することができないときは、変更届出者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができるものであること（第 3 項）。

26 第 18 条関係

条例第 28 条第 1 項に規定する屋外広告業の廃業等届出は、様式第 16 号による屋外広告業廃業等届出書により行うものであること。

27 第 19 条関係

屋外広告物講習会の講習を受けようとする者は、公告された申込受付期間内に様式第 17 号による屋外広告物講習会申込書に写真及び履歴書を添付して知事あて提出することとし、別表第 3 に掲げる者で受講手数料の一部免除を受けようとする者については、別表第 3 に掲げる者であることを証する書類を添付することとしていること。なお、様式第 18 号による屋外広告物講習会修了証書については、 考査等によらず講習会の課程をすべて受講したことにより交付するものであること。

28 第 20 条関係

- (1) この規定は、 業務主任者となる知識を有する者であることの認定について定めたものであり、 認定をするに当たっては、 広告物等の表示又は設置に関する業務に責任者として通算 5 年以上従事した者であること並びに広告物等の表示又は設置に関し過去 5 年間屋外広告物法並びにこれに基づく条例及び規則に違反したことがない者であることのいずれにも該当する者であることを要すること。
- (2) 様式第 19 号による業務主任者認定申請書に添付する書類で、 広告物等の表示又は設置に関する業務に責任者として通算 5 年以上従事した者であることを証する書面は、 使用者の証するものであること。ただし、 使用者の死亡、 解散等あるいは本人の個人経営である場合など使用者の証明を得る

ことが不能又は困難であるときは、その理由を付し、かつ、現に屋外広告業を営む者3名以上が証する書面を添付するものとする。

29 第21条関係

条例第32条第3号の規定により、屋外広告業者が営業所ごとに掲げる標識に記載する事項で規則で定めるものは、次に掲げる事項であること。また、標識の様式は様式第21号のとおりとすること。なお、標識は屋外広告業者が自ら作成するものであること。

- イ 法人である場合は、その代表者の氏名
- ロ 登録年月日
- ハ 営業所名
- ニ 業務主任者の氏名

30 第22条関係

- (1) 条例第33条の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項を定めたものであること（第1項）。
- (2) 帳簿の様式は第22号のとおりとすること（第2項）。また、帳簿は広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成するとともに、各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間保存するものであること（第3項、第4項）。

31 第23条関係

条例第35条第2項に規定する監督処分簿の記載事項で規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- イ 処分を受けた屋外広告業者の商号、名称又は氏名及び住所、役員（法人である場合に限る。）並びに登録番号
- ロ 処分の原因となった事実
- ハ その他参考となる事項

32 第24条関係

様式第23号による身分証明証が交付される職員は、広告物等の規制に係る者であること。交付を受けている職員の異動等があった場合は、土木事務所の長

ことが不能又は困難であるときは、その理由を付し、かつ、現に屋外広告業を営む者3名以上が証する書面を添付するものとする。

29 第21条関係

条例第32条第3号の規定により、屋外広告業者が営業所ごとに掲げる標識に記載する事項で規則で定めるものは、次に掲げる事項であること。また、標識の様式は様式第21号のとおりとすること。なお、標識は屋外広告業者が自ら作成するものであること。

- イ 法人である場合は、その代表者の氏名
- ロ 登録年月日
- ハ 営業所名
- ニ 業務主任者の氏名

30 第22条関係

- (1) 条例第33条の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項を定めたものであること（第1項）。
- (2) 帳簿の様式は第22号のとおりとすること（第2項）。また、帳簿は広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成するとともに、各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間保存するものであること（第3項、第4項）。

31 第23条関係

条例第35条第2項に規定する監督処分簿の記載事項で規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- イ 処分を受けた屋外広告業者の商号、名称又は氏名及び住所、役員（法人である場合に限る。）並びに登録番号
- ロ 処分の原因となった事実
- ハ その他参考となる事項

32 第24条関係

様式第23号による身分証明証が交付される職員は、広告物等の規制に係る者であること。交付を受けている職員の異動等があった場合は、土木事務所の長

は、速やかに、新たな職員については所属課、職名、氏名、生年月日及び変更のあった年月日を、広告物等の規制に係る職員でなくなった者については氏名及び変更のあった年月日を文書により都市計画課長あて報告すること。その際広告物等の規制に係る職員でなくなった者の検査員証を当該文書に添付すること。また、検査員証を紛失した者があるときは、土木事務所の長は速やかにその理由を記載してその旨を報告すること。

33 第 25 条関係

土木事務所においては、広告物等の許可に係る台帳等を整備し、許可の更新等に当たっての指導、広告物等の管理状況の把握等を適切に行うこと。

34 附則関係

(1) 屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成 16 年宮城県規則第 121 号）関係

この規則は、屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成 16 年宮城県条例第 67 号）の施行の日（平成 16 年 12 月 17 日）から施行するものであること。

(2) 屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成 17 年宮城県規則第 72 号）関係

イ この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行するものであること。ただし、許可期間延長の規定（第 4 条の 3）は、同年 4 月 1 日から施行するものであること（第 1 項）。

ロ 改正前の諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の諸様式とみなすこととしたものであること（第 2 項）。

(3) 屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（令和 6 年宮城県規則第 92 号関係）

イ この規則は、令和 6 年 11 月 1 日から施行するものであること（第 1 項）。

ロ 表示又は設置の日から 10 年以内の広告物等に係る目視点検の安全点検報告書、また広告物等が既設の場合又は広告物等を既設の建築物等を利用

は、速やかに、新たな職員については所属課、職名、氏名、生年月日及び変更のあった年月日を、広告物等の規制に係る職員でなくなった者については氏名及び変更のあった年月日を文書により都市計画課長あて報告すること。その際広告物等の規制に係る職員でなくなった者の検査員証を当該文書に添付すること。また、検査員証を紛失した者があるときは、土木事務所の長は速やかにその理由を記載してその旨を報告すること。

33 第 25 条関係

土木事務所においては、広告物等の許可に係る台帳等を整備し、許可の更新等に当たっての指導、広告物等の管理状況の把握等を適切に行うこと。

34 附則関係

(1) 屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成 16 年宮城県規則第 121 号）関係

この規則は、屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成 16 年宮城県条例第 67 号）の施行の日（平成 16 年 12 月 17 日）から施行するものであること。

(2) 屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成 17 年宮城県規則第 72 号）関係

イ この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行するものであること。ただし、許可期間延長の規定（第 4 条の 3）は、同年 4 月 1 日から施行するものであること（第 1 項）。

ロ 改正前の諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の諸様式とみなすこととしたものであること（第 2 項）。

（新設）

用して新たに広告物等を表示・設置する場合の新規申請時の安全点検報告書については、イの施行日から令和7年1月31日までに申請された新規又は更新許可申請において添付を省略できるものであること（第2項）。